

事 務 連 絡
令和 2 年 10 月 6 日

公益社団法人 日本精神科病院協会 御中

厚生労働省医政局総務課

インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保に係る
診療時間等の変更に係る医療法上の取扱いについて

別添の通り各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）あてに事務連絡を発出いたしました。貴団体におかれては、同内容について、貴団体会員に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 2 年 10 月 6 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保に係る
診療時間等の変更に係る医療法上の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の対応に係る医療法上の手続について」（令和 2 年 2 月 16 日付け厚生労働省医政局総務課・健康局結核感染症課事務連絡）等においてお示ししてきたところです。

上記に加えて、インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保に係る診療時間等の変更に係る医療法上の取扱いについて、下記のとおりまとめましたので、内容を御了知の上、管内医療機関へ周知をいただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、この取扱いは、インフルエンザ流行期に備えた発熱患者への対応を行うことの重要性に鑑みたものであることにご留意いただくようお願い申し上げます。

記

「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和 2 年 9 月 4 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関（仮称）が発熱患者等を受け入れるため、インフルエンザ流行期において、一時的に診療時間や診療日を変更する場合には、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく当該変更の届出は省略して差し支えないこと。